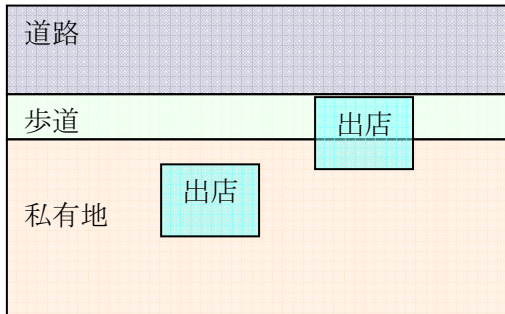


出店される場合に必要となる届出（例）

【道路の使用に関する事例】

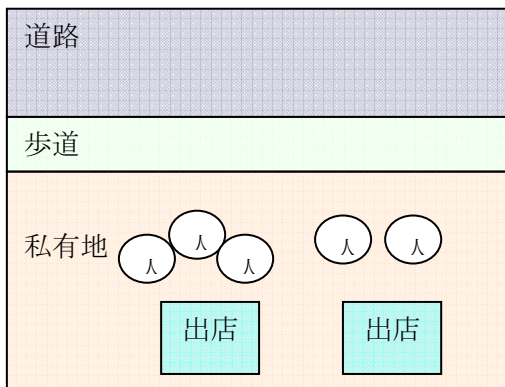
① 出店が歩道又は道路に出る場合（要件 5）の例



提出が必要となる書類

- ・市への届出書及び誓約書
- ・道路管理者への届出（道路占用）
- ・警察署への届出（道路使用許可）

② 出店が敷地内にある場合

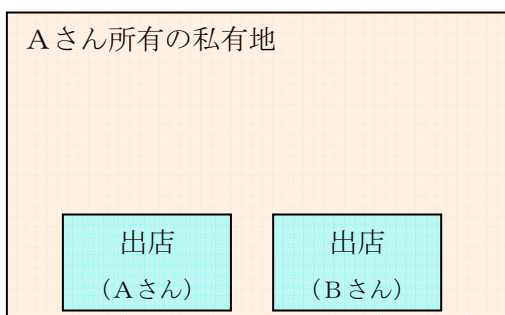


提出が必要となる書類

- ・市への届出書及び誓約書

【私有地の使用に関する事例】

③ 私有地に出店を出店する場合

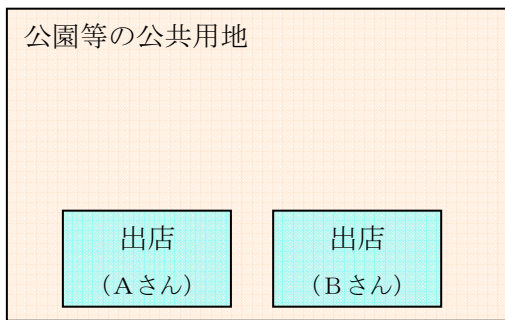


提出が必要となる書類

- ・市への届出書及び誓約書
(所有者と出店者が異なる場合は、所有者の認
めが必要となります)
(商店街の中に出店する場合は、商店街の認め
が必要となります)

【公共用地の使用に関する事例】

④ 公園等の公共用地に出店する場合（要件 8）の例



提出が必要となる書類

- ・市への届出書及び誓約書
(公共用地を管理している団体の認めが必要となります)

【上記以外の届出等に関する事項】

※ 飲食物の加工販売を行う場合は、保健所の許可を受ける必要があります。

また、自分の店舗前で加工販売を行う場合も保健所の許可が必要となります。

※ 火災対策として、次の火気器具等を使用する場合は消火器の準備をお願いします。

ただし、出店が隣接する場合、共同して消火器を準備することは可能です。

- ・液体燃料を使用する器具
- ・固体燃料を使用する器具
- ・気体燃料を使用する器具
- ・電気を熱源とする器具
- ・使用に際し火災の発生のおそれのある器具